児童福祉			老人福祉			その他																	
第一種	乳児院		第一種	養護老人ホーム		第一種	救護施設																27
	母子生活支援施設			特別養護老人ホーム			更正施設																
	児童養護施設			軽費老人ホーム			生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設																
	障害児入所施設		第二種	老人居宅介護等事業			生計困難者に対して助葬を行う事業																
	情緒障害児短期治療施設			老人デイサービス事業			婦人保護施設																
	児童自立支援施設			老人短期入所事業			授産施設																
第二種	障害児通所支援事業			小規模多機能型居宅介護事業			生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業																
	障害児相談支援事業			認知症対応型老人共同生活援助事		第二種	生計困難者に対して、その住居で衣食その他の日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業																
	児童自立生活援助事業			複合型サービス福祉事業			生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業																
	放課後児童健全育成事業			老人デイサービスセンター			生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業																
	子育て短期支援事業			老人短期入所施設			生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業																
	乳児家庭全戸訪問事業			老人福祉センター			隣保事業																
	養育支援訪問事業			老人介護支援センター			福祉サービス利用援助事業																
	地域子育て支援拠点事業						他の社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業																
	一時預かり事業		障害者福祉			市町村社	社会福祉を目的とする事業の企画及び実施																
	小規模住居型児童養育事業		第一種	障害者支援施設			社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助																
	助産施設		第二種	障害福祉サービス事業			社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成																
	保育所			一般相談支援事業			社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業																
	児童厚生施設			特定相談支援事業		都道府県	社会福祉法第109条第1項各号の事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの																
	児童家庭支援センター			移動支援事業			社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修																
	児童の福祉の増進について相談に応ずる事			地域活動支援センター			社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言																
	母子家庭等日常生活支援事業			福祉ホーム			市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整																
	寡婦日常生活支援事業			身体障害者生活訓練等事業			福利サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施するために必要な事業																
	母子福祉施設			手話通訳事業			社会福祉を目的とする事業を経営する者がその行った福祉サービスの提供に要した費用に関して請求の事務の代行等																
				介助犬訓練事業		全社協	都道府県社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整																
				聴導犬訓練事業																			
							,救護施設,更正施設,生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設,生計困難者に対して助葬を行う事業,婦人保護施設,授産施設,生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業,社会																
							,生計困難者に対して、その住居で衣食その他の日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業,生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設																